

第 1 編 総則

第1章	計画の基本方針	- 3 -
第1節	目的	- 3 -
第2節	計画の目標	- 3 -
第3節	計画の位置づけ	- 3 -
第2章	市域の概況	- 4 -
第1節	自然的条件	- 4 -
1	地理的条件	- 4 -
2	地盤・地質特性	- 6 -
3	気象	- 6 -
第2節	社会的条件	- 7 -
1	人口	- 7 -
2	土地利用現況	- 7 -
第3章	災害の想定	- 8 -
第1節	地震災害	- 8 -
第2節	風水害等	- 9 -
1	水害	- 9 -
2	土砂災害	- 10 -
第3節	大規模な事故災害等	- 11 -
第4章	市・関係機関の業務大綱	- 12 -
1	防災会議	- 12 -
2	四條畷市	- 12 -
3	大東四條畷消防組合	- 12 -
4	四條畷市消防団	- 13 -
5	大阪府	- 13 -
6	大阪府警察本部（大阪府四條畷警察署）	- 13 -
7	指定地方行政機関	- 13 -
8	陸上自衛隊第三師団第36普通科連隊	- 14 -
9	指定公共機関及び指定地方公共機関	- 14 -
10	公共的団体その他の機関	- 16 -
11	防災上重要な施設の管理者	- 17 -
第5章	市民、事業者の基本的責務	- 18 -
第1節	市民の役割	- 18 -
1	個人の役割	- 18 -
2	自主防災組織の役割	- 18 -
第2節	事業者の役割	- 19 -
第6章	計画の構成と方針	- 20 -
第1節	計画の構成	- 20 -
1	総則・災害予防対策	- 20 -
2	地震災害応急対策・復旧対策	- 20 -
3	風水害等応急対策・復旧対策	- 21 -
4	大規模な事故災害等応急対策・復旧対策	- 21 -
第2節	計画の方針	- 23 -
1	都市の防災機能の強化	- 23 -

2	災害に備えた防災体制の確立.....	- 23 -
3	市民の防災行動力の向上.....	- 23 -
4	災害への適切な対応.....	- 23 -
第3節	計画の運用.....	- 25 -
1	計画の習熟.....	- 25 -
2	計画の修正.....	- 25 -

第1章 計画の基本方針

第1節 目的

四條畷市地域防災計画は、四條畷市防災会議が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、本市の地域に係る災害対策に関する事項を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の目標

市民・事業者・行政が連携して、災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図り、「災害に強い安全なまちづくり」をめざす。

第3節 計画の位置づけ

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備えて、指定地方行政機関、指定公共機関等が作成する防災業務計画、大阪府地域防災計画等、各種計画と整合を図るとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務を包含する防災対策の基本方針を示す総合的計画である。

第2章 市域の概況

第1節 自然的条件

1 地理的条件

(1) 位置及び面積

本市は、大阪府の東北部に位置し、東部は山間部を経て奈良県生駒市に接しており、西部は寝屋川、南部は大東、北部は交野、寝屋川の各市に隣接している。

市域は、東西約7.3km、南北約5.4km、周囲約25.1km、面積約18.69km²で、その約3分の2は生駒山地となっている。

四條畷市の位置



(2) 地勢

本市の地勢は、平坦地である西部はところどころに農地や寺社、史跡の緑を残しながら、南北に走るJR学研都市線沿線をはじめとして市街地が広がり、その背後に飯盛山など、生駒の山々が形成されている。この生駒山地は、本市の中央に位置し、金剛生駒紀泉国定公園に指定され、緑豊かな姿を見せている。特に、生駒山地の中核的エリアである緑の文化園周辺地域は、自然を活かした文化、研修、スポーツ・レクリエーションの場として市民や大阪府民に利用されており、広域的なシンボルゾーンとしての役割を担っている。

東部の田原地域には、道路、公園、下水道等の都市基盤を計画的に整備し、まちが成熟し、良好な住環境を形成している。既存集落では、優良な農業環境が保たれているとともに、集落地環境整備も図られている。

(3) 地形

本市は、大阪府の東北部に位置し、地形的には西側から低地、山麓部、山地、盆地部に大別できる。

①低地

低地は、本市の西部市街地の西側にあたり、面積は市街地の3分の1程度で、上町台地と生駒山地との間に広がる河内平野の中央東部にあたる。当低地は、本市の主要河川の扇状地や三角州の進出によって形成された氾濫原で北部には農地として氾濫平野がそのまま残されている部分もあるが、大部分は市街化に伴って盛土が行われている。

②山麓部

市域の山麓部は西部市街地の東側、生駒山地の西麓に市街地の半分以上の面積をもって広がっており、山地の斜面地から押し出された土石流や扇状地性の堆積地形からなる。標高30～60mの部分は傾斜5～10°の山麓地で、標高10～30mの部分は傾斜が5°以下の扇状地である。

③山地（生駒山地）

大阪平野と奈良盆地を分ける生駒山地の西斜面で、市域は生駒山地中部の小起伏山地にあたり、標高250～330mで、大部分が緩傾斜地によって占められている。なお、室池付近では自然公園の整備がなされている。

④盆地部

市域の盆地は、生駒山地と奈良盆地西縁の矢田丘陵との間にある生駒盆地の北部で天野川の左岸地区にあたる。この地域は標高130～140mの河川沿いの谷底平野と標高150～170mの丘陵地や山麓地からなるが、市街化に伴い丘陵地の大部分は平坦化されている。

2 地盤・地質特性

市域の地質は、おおむね地形と対応している。低地部は、未固結の沖積層からなる。山麓部は段丘堆積物や扇状地性堆積物等で覆われ、山地は基盤岩で領家複合岩類の花崗岩等で構成されている。また、盆地部はマサ土や砂礫からなる。

(1) 低地

低地は、縄文海進時（約6,000年前以後）に堆積した沖積層が最大層厚20m以上で分布する。沖積層の地盤構成は、下部が砂をシルト質粘土、中部は暗青灰色海成粘土、上部は砂からなるが層厚の変化が著しい。なお、砂と泥からなる沖積層は、一般に細粒分に富み含水比が高く、また、粘土層は非常に軟弱で、地盤沈下等の素因となっている。

(2) 山麓部

山麓部は、生駒山地から押し出された土石流堆積物や扇状地性堆積物が多く分布しており、砂礫や粘土混じり砂を主体とした地盤を構成する。

(3) 山地（生駒山地）

領家複合岩類を主とした粗粒花崗岩からなるが、花崗岩類は節理が発達し、また、風化作用も著しく、深層風化を受けてマサ土化している。

(4) 盆地部

盆地部のうち、山麓部は主に花崗岩の風化したマサ土からなり、丘陵は大阪層群最下部の砂からなる。平野は砂礫質の沖積層からなる。

3 気象

本市の気象は、温暖で過去5年間（平成24年～平成28年）の気象を見ると、年平均気温16.3℃であり、雨量は年間約1,600mmで、4月下旬を中心とする春雨、6月下旬を中心とする梅雨、9月下旬を中心とする台風時に集中して降る傾向がある。積雪はほとんど見られない。

また、風の影響は比較的少ないが、東よりの風が多い。

第2節 社会的条件

1 人口

昭和45年7月1日35,833人で誕生した本市は、昭和40年代に大幅な伸びを示し、昭和50年代初めまでは増加を続けてきた。その後減少傾向を示しながらも、50,000人を若干上回る人口で推移してきた。このような状況のなか、平成2年にパークヒルズ田原の入居が開始され、以後、人口は増加に転じ、平成15年度末においては57,000人を上回った。平成22年頃から減少傾向となり、平成29年3月末の人口は55,937人になっている。

平成27年国勢調査では、人口56,075人、世帯数22,089世帯で一世帯当たり2.54人、人口密度は3,000人/km²となっている。

平成29年3月末の年齢別人口構成は、年少人口（15歳未満）13.6%、生産年齢人口（15～64歳）60.1%、高齢人口（65歳以上）26.3%となっている。

世帯数は、増加傾向にあるが、平均世帯人員は平成17年の2.68人から平成22年には2.65人、さらに平成27年の2.54人となるなど減少傾向であり、核家族化などによる世帯の細分化がより一層進行していることがうかがえる。

年齢別人口構成は、65歳以上の高齢人口は増加傾向を示しており、全国的な人口動態と同様に、高齢化がますます進行しており、年少人口及び生産年齢人口の減少傾向を示している。

西部市街地については大半が人口集中地区で、今後、大規模開発などによる大幅な人口増加は見込まれない状況にある。また、東部市街地については、田原台六丁目地域等における、住宅開発による人口増加が期待される。

2 土地利用現況

本市の総面積は1,869haで、平成27年の土地利用の現況は農地113.3ha（6.1%）、市街地565.8ha（30.3%）、山林原野732.1ha（39.2%）、その他457.8ha（24.5%）である。また、市域全域が都市計画区域であり、そのうち、市街化区域は590ha（31.4%）、市街化調整区域は1,284ha（68.6%）となっている。

なお、市街化区域には用途地域指定が定められている。

第3章 災害の想定

この計画においては、本市の自然的条件に加え、社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得る災害を想定した。また以下の第1節から第3節で示す各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

第1節 地震災害

本市に最も大きな被害をもたらす可能性が高い生駒断層系（直下型地震）と南海トラフによる地震（海溝型地震）を本計画の被害想定とした。

想定被害一覧

想定地震		生駒断層系 (H19.3 大阪府想定)	南海トラフ (H25.8 大阪府想定)		
地震規模 (マグニチュード)		7.0 ~ 7.5	9.0 ~ 9.1		
震度(市域)		6強 ~ 6弱	6弱 ~ 5強		
		(被害の要因)	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊
建物被害	全壊	4,191 棟	136 棟	690 棟	1 棟
	半壊	3,480 棟	1,289 棟	1,914 棟	2 棟
火災	出火件数	6件	2件		
	焼失棟数	3棟	689 棟		
人的被害	死者	101 人	7人		
	負傷者	630 人	204 人		
	重傷者	33 人	28 人		
	り災者	23,852 人			
	避難所生活者	6,918 人	6,018 人		

※1 大阪府「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」H19.3

※2 大阪府「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」H25.8

第2節 風水害等

本市における風水害の主要な要因としては、梅雨期から台風期の豪雨が挙げられ、浸水や崖崩れ等の災害が発生している。

1 水 害

本市は水田に盛土をして住宅地となった地域が多く、降雨の地下への浸透が少なく、また、小規模開発の連続により雨水側溝が整備されていないため、一時に一定量以上の降雨があると冠水が起りやすい。

また、山麓部においても、地形的に降雨時、山地からの出水の危険にさらされてきた地域であり、低地同様市街化が進み河川の氾濫による水害を受けやすい地域となっている。

(1) 浸水想定区域図

①淀川水系 寝屋川流域 洪水予報河川の浸水想定区域図

平成18年3月、平成14年度末時点の寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川の整備状況を前提に、浸水想定区域図が作成されている。昭和32年6月に八尾で観測した戦後最大実績降雨(日総雨量311.2mm)を想定している。

②淀川水系 寝屋川流域 東海豪雨による寝屋川流域浸水想定区域図

平成16年3月、平成13年度末時点の整備状況を前提に、浸水想定区域図が作成されている。平成12年9月の東海豪雨(2日雨量567mm)を想定している。

③その他河川

市域の河川等について災害が想定されるが、大阪府により、公共上およぼす影響の程度を考慮して水防区域が定められている。

(2) 洪水リスク表示図

河川の氾濫や浸水の可能性を提示するため、洪水リスク表示図が作成されている。平成24年3月に天野川、平成24年6月に清滝川・清滝川分水路、平成25年3月に権現川を対象に作成されている。

(3) 地下空間対策

地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。

(4) 水防ため池対策

市域のため池について災害が想定されるが、大阪府により、公共上および影響の程度を考慮して水防ため池が定められている。

2 土砂災害

本市は、地形条件によって主に低地、山麓部、山地、盆地部に分けられる。生駒山地は、構造運動によって形成された山地で西側斜面は特に急斜面が多く、また、基盤のマサ土化が著しいため、山麓部は降雨による土砂災害、崩壊等による災害の危険性を常に有している。

市域の土砂災害危険箇所は、大阪府により、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等に定められている。

(1) 低地

低地の災害としては、降雨による内水氾濫が考えられ、氾濫平野、後背低地では浸水の危険性がある。

(2) 山麓部

山麓部の災害としては、降雨時の河川氾濫による浸水や土石流等の土砂災害が考えられる。

(3) 山地

山地の災害としては、渓流沿いの土石流や山地裾部での崩壊等、土砂災害の危険性がある。

(4) 盆地部

盆地部の災害としては、背後の山麓傾斜が急であるため、山地からの土石流や山地裾部での崩壊等、土砂災害の危険性がある。

第3節 大規模な事故災害等

本市で発生の可能性のある大規模な事故災害等は次の通りである。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。

(1) 大規模な火災

本市の南西部は住宅地の密集、細い道路が多いこともあり、火災が発生した場合、大規模な火災に繋がる危険性がある。

(2) 鉄道災害

市内の主要な鉄道路線はJR学研都市線がある。大規模な鉄道災害の危険性がある。

(3) 道路災害

市内の主要な幹線は国道163号、国道170号（大阪外環状線）、主要地方道大阪生駒線がある。大規模な道路災害の危険性がある。

(4) その他、本計画に基づき対応が必要な大規模な事故災害

上記以外にも、本計画に基づき対応が必要な大規模な事故災害の危険性がある。

第4章 市・関係機関の業務大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策を実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

1 防災会議

災害対策基本法及び四條畷市防災会議条例に基づき、会長及び委員をもって組織する機関で、四條畷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、四條畷市の防災に関する重要事項を審議する。

2 四條畷市

- ①防災会議及び災害対策本部の運営
- ②災害予防、災害応急対策及び災害復旧
- ③水防活動の実施
- ④防災関係機関との連絡調整
- ⑤市民の防災活動の啓発、指導
- ⑥自主防災組織の育成及び指導

3 大東四條畷消防組合

- ①災害活動、消防活動
- ②救急活動
- ③人命救助、避難誘導
- ④情報収集及び連絡
- ⑤被害の集計及び記録
- ⑥通信指令
- ⑦広域応援体制の要請及び受け入れ
- ⑧火災予防対策
- ⑨危険物等の災害予防対策
- ⑩消防計画の指導

4 四條畷市消防団

- ①消防訓練及び消防資機材等の点検
- ②消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置
- ③被災者、負傷者等の救出・救助
- ④情報収集

5 大阪府

- (1) 大阪府危機管理室（北河内地域連絡部）
災害予防対策、災害応急対策等に関する市及び関係機関との連絡調整
- (2) 大阪府枚方土木事務所
 - ・大阪府の所管する土木施設の防災対策及び復旧
 - ・洪水予警報、水防配備状況等の伝達
- (3) 大阪府中部農と緑の総合事務所
ため池の防災対策及びため池水防活動の伝達
- (4) 大阪府四條畷保健所
災害時における保健衛生対策

6 大阪府警察本部（大阪府四條畷警察署）

- ①災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- ②被災者の救出救助及び避難指示
- ③交通規制・管制
- ④広域応援等の要請・受入れ
- ⑤遺体の検視（見分）等の措置
- ⑥犯罪の予防・取締り・その他治安の維持
- ⑦災害資機材の整備

7 指定地方行政機関

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品及び米穀の供給
- (2) 大阪管区气象台
 - ①観測施設等の整備
 - ②防災気象知識の普及・啓発

③災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達

(3) 近畿地方整備局

①淀川河川事務所

・淀川の洪水予防対策

②大阪国道事務所

・国道の整備、保全

・災害時における輸送の確保

・災害時における輸送路の確保

・国道の災害復旧

(4) 大阪航空局

①指定地域上空の飛行規制及び周知徹底

②航空通信連絡情報及び航空管制の整備

③災害時における航空機輸送の安全確保

④遭難航空機捜索・救助活動

8 陸上自衛隊第三師団第36普通科連隊

①大阪府、四條畷市及びその他の関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力

②地域防災計画に係る訓練の参加協力

9 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 日本郵政株式会社（四條畷郵便局）

①災害時における郵便業務の確保

②郵便貯金などの非常取扱災害特別事務及び災害復旧資金の融資

③郵便業務施設の災害復旧

(2) 西日本電信電話株式会社（大阪支店）

①電気通信設備の防災対策

②災害時における通信の確保

③電気通信設備の災害復旧

(3) 関西電力株式会社（守口営業所、奈良営業所）

①電力施設の防災対策

②災害時における電力供給の確保

③電力施設の災害復旧

(4) 淀川左岸水防事務組合

水防活動の計画実施

- (5) 西日本旅客鉄道株式会社（四条駅）
 - ①鉄道施設の防災対策
 - ②災害時における救援物資等の緊急輸送の協力
 - ③鉄道施設の災害復旧

- (6) 京阪バス株式会社（門真営業所）
 - 災害時における人員等の緊急輸送の協力

- (7) 大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）
 - ①ガス施設の防災対策
 - ②災害時におけるガスの供給の確保
 - ③ガス施設の災害復旧

- (8) 日本赤十字社（大阪府支部）
 - ①災害医療体制の整備
 - ②災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給
 - ③災害時における医療助産等救護活動の実施
 - ④義援金品の募集、配分等の協力
 - ⑤避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整
 - ⑥救助物資の備蓄

- (9) 日本放送協会（大阪放送局）
 - ①防災知識の普及
 - ②災害時における放送の確保対策
 - ③緊急放送・広報体制の整備
 - ④気象予警報等の放送周知
 - ⑤避難所等への受信機の貸与
 - ⑥社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
 - ⑦災害時における広報
 - ⑧災害時における安否情報の提供
 - ⑨被災放送施設の復旧事業の推進

- (10) テレビ放送各社、ラジオ放送各社（J:COM北河内、近鉄ケーブルネットワーク(株)）
 - ①防災知識の普及
 - ②災害時における広報
 - ③緊急放送・広報体制の整備
 - ④気象予警報等の放送周知
 - ⑤社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力
 - ⑥被災放送施設の復旧事業の推進

- (11) 日本通運株式会社
 - ①緊急輸送体制の整備

- ②災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力
- ③復旧資材等の輸送協力

(12) 一般社団法人大阪府トラック協会

- ①緊急輸送体制の整備
- ②災害時における緊急物資、避難者等の緊急輸送の協力
- ③復旧資機材等の輸送協力

(13) 大阪広域水道企業団

- ①水道用水・工業用水道施設の耐震化等
- ②水道用水・工業用水道の被害情報の周知
- ③災害時の緊急物資（飲料水）の確保
- ④水道用水及び工業用水の供給確保
- ⑤応急給水及び応急復旧
- ⑥大阪広域水道震災対策中央本部組織の整備

10 公共的団体その他の機関

(1) 近鉄バス株式会社（枚岡営業所）、奈良交通株式会社（北大和営業所）

災害時における人員等の緊急輸送の協力

(2) 自治会

- ①自主防災組織の整備・充実
- ②地域内の被害状況・安否情報等の通報
- ③避難行動要支援者の避難行動支援に関する協力
- ④避難誘導及び避難所開設・運営に関する協力
- ⑤災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分に関する協力

(3) 四條畷市社会福祉協議会

- ①被災者に対する災害復旧指導及び生活資金の融資
- ②ボランティアの受入れ
- ③避難行動要支援者の避難行動支援に関する協力

(4) 四條畷市商工会

商工業者に対する災害復旧指導及び融資

(5) 全国婦人地域団体連絡協議会、衛生婦人奉仕会、日赤奉仕団

- ①炊き出し、医療救護、清掃、防疫の協力
- ②自治会との連絡及び協力

(6) 四條畷市民生委員児童委員協議会

- ①被害状況調査の協力
- ②避難行動要支援者の避難行動支援に関する協力

- (7) 四條畷市防犯委員会
災害時における治安維持に関する協力
- (8) 大阪東部農業協同組合（四條畷支店、田原支店）
 - ①防災時における病虫害の防除及びその指導
 - ②市の行う農業に関する被害調査の援助
 - ③農地、農業用施設等の災害復旧指導及び融資
 - ④災害用物資の供給に関する協力
- (9) 一般社団法人大東・四條畷医師会
 - ①災害時における医療救護の活動
 - ②負傷者に対する医療活動
 - ③負傷者の収容及び看護の活動
 - ④災害用物資の供給に関する協力
- (10) 一般社団法人大東・四條畷歯科医師会
 - ①災害時における医療救護の活動
 - ②負傷者に対する医療活動
- (11) 一般社団法人大阪府薬剤師会北河内支部
 - ①災害時における医療救護の活動
 - ②災害時における医薬品の確保
- (12) 一般社団法人大阪府高圧ガス保安協会
 - ①高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立
 - ②高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視
 - ③高圧ガスの供給
 - ④行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力

11 防災上重要な施設の管理者

災害予防、災害応急対策、災害復旧に関し、四條畷市防災会議が必要と認める事務又は業務

第5章 市民、事業者の基本的責務

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して市民の生命、身体及び財産を守るため災害応急対策を実施するとともに、市民及び事業者は、災害対策基本法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に災害防止に寄与するように努めなければならない。

第1節 市民の役割

市民は、地域の災害防止に寄与するように努めなければならない。

1 個人の役割

(1) 自己管理

「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、災害に備えて食料等の備蓄や建物の補強、家具の転倒防止措置等を市民自らが行き、被害の拡大防止に努める。

(2) 応急対策活動への協力

災害発生時の救援・救助活動への協力並びに市及び大阪府が行う防災に関する事業に参加する。

2 自主防災組織の役割

(1) 市民協力

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持ち、市民が協力して消火、救助活動できる地域の実情に即した防災体制の確立を図る。

また、避難行動要支援者に対して、可能な範囲で避難支援を住民相互で協力する。

(2) 応急対策活動への協力

災害発生時の救援・救助活動への協力並びに市及び大阪府が行う防災に関する事業に参加する。

(3) 市民啓発

防災に関する知識の普及啓発に努める。

第2節 事業者の役割

事業所内の管理体制を強化するとともに、地域住民の一員であることを自覚し、地域の防災対策に協力する。

(1) 従業員、利用者等の安全確保

防火管理体制を強化するとともに、各種の災害に備え計画的な防災体制の充実に努め、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保する。

(2) 地域への貢献

事業活動にあたっては、地域の一員であることを自覚し、災害に強い安全なまちづくり及び災害に強い人づくりのため、地域の防災活動に積極的に協力する。

(3) 応急対策活動への協力

災害発生時の救援・救助活動への協力並びに市及び大阪府が行う防災に関する事業に参加する。

第6章 計画の構成と方針

第1節 計画の構成

本計画は、「総則・災害予防対策」、「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」「大規模な事故災害等応急対策・復旧対策」で構成されている。

1 総則・災害予防対策

(1) 総 則

市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。

(2) 災害予防対策

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ的確に実施できる防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定める。

2 地震災害応急対策・復旧対策

(1) 地震災害応急対策

地震発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け時系列に定める。

(2) 地震災害復旧・復興対策

市民の生活再建のための各種の取り組み及び復興の基本方針について定める。

(3) 東海地震関連情報に伴う対策

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合における適切な対応措置等について定める。

(4) 東南海・南海地震防災対策推進計画

本市は、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定されているため、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関

する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等について定める。

なお、本市は津波被害を受けることはないが、市民が旅行先、職場等での津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、大阪市を含め沿岸市町村（大阪府内に限らない）では津波の被害を受けるおそれがあることを周知し、津波避難に関する教育を実施する。

「東南海・南海地震の防災対策推進地域」の指定理由

北河内7市のうち、守口市、寝屋川市、大東市及び門真市の4市は、震度6弱と想定される地域があるという理由により、また、本市を含め、枚方市、交野市の3市は、震度6弱と想定される地域はないものの、土砂災害等の二次災害が発生する危険性が高いことや、平野部軟弱地盤により地震被害が増大しやすい地域特性を有することを含め、東南海・南海地震という広域災害においては、7市が相互に連携を図りながら防災体制を整備していくことが重要であるという理由により「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。

3 風水害等応急対策・復旧対策

(1) 風水害応急対策

①災害警戒期の応急対策

災害を未然に防止し、又は被害を最小限に抑えるための気象予警報等の伝達方法、災害発生に備えた準備体制等について定める。

②災害発生後の応急対策

災害発生直後の人命救助から、その後の被災者の生活支援に重点を置き、市及び関係機関に求められる活動内容を初動期、応急復旧期に分け、時系列に定める。

(2) 風水害等災害復旧・復興対策

市民の生活再建のため、各種の取り組み及び復興の基本方針について定める。

4 大規模な事故災害等応急対策・復旧対策

(1) 大規模な事故等災害応急対策応急対策事

大規模な火災、危険物の爆発等による災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、その他本計画に基づき対応が必要な大規模な事故災害が発生した場合の応急対策について定める。

(2) 大規模な事故等災害復旧・復興対策

市民の生活再建のため、各種の取り組み及び復興の基本方針について定める。

第2節 計画の方針

「災害に強い安全なまちづくり」をめざし、市民・事業者・行政が連携して、災害に強い都市基盤の整備を進めるとともに、災害に備えた防災体制の整備や市民の防災行動力の向上など、防災対策の総合的な推進を図る。

1 都市の防災機能の強化

市及び関係機関は、都市の防災機能の強化を図るため、市街地の耐震化・不燃化、都市基盤施設の防災機能の強化、防災空間の確保など、災害に強い安全なまちづくりを計画的に推進する。

2 災害に備えた防災体制の確立

市及び関係機関は、総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の災害対策活動を迅速かつ的確に実施できる組織体制、職員の配備体制及び参集体制を災害規模に応じて整備する。

3 市民の防災行動力の向上

市民自らが「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立ち、平常時から被害の軽減を図るための措置や食料の備蓄等を自発的に行わなければならないことを理解してもらうため、市及び関係機関が行う防災対策には限界があることを示すとともに、地域の防災情報の提供や防災知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚を図る。

4 災害への適切な対応

(1) 役割の明確化

災害時における市及び関係機関・市民・事業者の防災上の役割を明確にし、その周知徹底を図る。

(2) 市地域防災計画と防災体制の充実

市及び関係機関は、この計画をより現状に即したものとするため常に検討を加え、各種災害に対応するための総合的な防災体制の確立を図る。

(3) 事業の推進

災害に強い安全なまちづくりを総合的に推進するため、避難地・避難路の整備、消防施設・設備の整備、公共施設等の耐震化、防災行政無線の整備等に努める。

第3節 計画の運用

1 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

2 計画の修正

市及び関係機関は、この計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議に諮り修正する。修正の手順については次のとおりである。

- ①市及び関係機関は、修正すべき必要が生じた場合は、内容及び資料を都市整備部に提出する
- ②都市整備部は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正素案を作成する
- ③防災会議は、防災計画修正案を審議する
- ④災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、計画の修正について大阪府へ報告する
- ⑤災害対策基本法第42条第6項の規定に基づき、大阪府より必要な助言又は勧告を受ける
- ⑥防災会議を開催し、防災計画を修正する
- ⑦災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、防災計画修正の要旨を公表する